

定期健康診断等の項目の変更について

1 要 旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、事業者が定期健康診断等の実施を義務づけているところであるが、その定期健康診断等の項目の見直しを行うものである。

2 改正内容

(1) 雇入時の健康診断及び定期健康診断の項目について、次のように改める。

- ① 腹囲の検査を追加する。
- ② 血清総コレステロールの量の検査に代えて、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）の量の検査を定める。
- ③ 尿検査について、厚生労働大臣が定める基準に基づき、医師が必要でないと認めるときは省略することができることとされていたが、これを省略することができないものとする。

(2) その他所要の規定の整備を行う。

3 労働政策審議会安全衛生分科会審議経過及び施行期日等

H19年4月2日 「労働安全衛生法における定期健康診断等に関する検討会」報告書の報告

H19年4月9日 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」諮問

H19年4月25日 「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」答申

H19年7月上旬 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 公布（予定）

H20年4月1日 労働安全衛生規則の一部を改正する省令 施行（予定）

○ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（健康診断）

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

（第 2 項以下 略）

○ 労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）

（雇入時の健康診断）

第四十三条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、視力及び聴力（千ヘルツ及び四千ヘルツの音に係る聴力をいう。次条第一項第三号において同じ。）の検査
- 四 胸部エックス線検査
- 五 血圧の測定
- 六 血色素量及び赤血球数の検査（次条第一項第六号において「貧血検査」という。）
- 七 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマグルタミルトランスペプチダーゼ（ γ -GTP）の検査（次条第一項第七号において「肝機能検査」という。）
- 八 血清総コレステロール、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査（次条第一項第八号において「血中脂質検査」という。）
- 九 血糖検査
- 十 尿中の糖及び蛋白の有無の検査（次条第一項第十号において「尿検査」という。）
- 十一 心電図検査

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査

三 身長、体重、視力及び聴力の検査

四 胸部エックス線検査及び喀痰検査

五 血圧の測定

六 貧血検査

七 肝機能検査

八 血中脂質検査

九 血糖検査

十 尿検査

十一 心電図検査

(第2項以下 略)